

2016年（平成28年）5月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

介護保険の要介護認定及び要支援認定に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2016年（平成28年）4月20日付けで諮問（第802号）された介護保険の要介護認定及び要支援認定に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は「3 審議会の判断理由」に述べるところにより認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経緯

平成28年4月5日付で神奈川県弁護士会会長より、弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2第2項の規定に基づき、介護保険課で保有する介護保険被保険者情報の照会がなされた。

弁護士法第23条の2第2項の規定は、目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、神奈川県弁護士会会長に対し、介護保険被保険者情報を目的外に提供することについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

### (2) 介護保険被保険者情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

介護保険被保険者に係る次の情報

最新の介護認定に係る

- ・認定調査票（平成27年6月30日認定分）
- ・認定調査票（特記事項）（平成27年6月30日認定分）
- ・主治医意見書（平成27年6月30日認定分）

イ 提供をすることができない部分及びその理由

- ・主治医意見書

(ア) 「予定医師氏名」欄

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名の記述により、開示請求者以外の個人を識別することができるため。

(イ) 「作成予定医師コード」欄

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。

ウ 目的外に提供する相手方

神奈川県弁護士会会長

エ 目的外提供の根拠規定

弁護士法第23条の2第2項

オ 目的外提供に対する実施機関の考え方

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報に関する目的外提供に係る照会は、弁護士法第23条の2第2項の規定に基づくものである。

弁護士法第23条の2第2項には「弁護士会は、前項の規定による申出に基き、受任している事項について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」と定められ、官庁、公共団体その他の団体に対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、市長はその照会に応じなければならない義務はなく、拘束力はない。

しかし、本件照会は正当な請求権を有した神奈川県弁護士会会長によって行われたものであり、弁護士法第23条において職務上知り得た秘密保持の権利及び義務が課せられている。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について神奈川県弁護士会に問い合わせたところ、本件照会に係る介護保険被保険者は、被保険者の夫の遺産分割調停事件にあたり、家庭裁判所より保佐相当であるとの結果を受けて、長男は保佐開始の申立てを行ったが、次男からの協力が得られず、診断書を取得できない。要介護認定に係る認定調査の結果の他に申立てに必要となる、本人の判断能力の有無・程度を明らかにする手段がないため、要介護認定に係る書類が必要である、とのことである。

神奈川県弁護士会への照会申出人である弁護士への依頼者は、当該被保険者の長男であり、正当な相続人である。藤沢市個人情報の保護に関する条例第20条第2項において「未成年者又は成年被後見人の法定代理人(特定個

人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)その他本人が開示請求をすることができないやむを得ない理由があるものとして規則で定める場合における代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。この場合において、当該規則で定める代理人が開示請求をすることができる管理情報の内容は、規則で定める。」と規定されているが、長男は本人と同居しておらず、生計も一にしていなく、経済的な協力関係もないという点から、藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則第14条第5号の「本人が介護を常時必要とする状態であり、かつ、心身又は精神の障がいにより自ら開示請求をすることができない状態にある場合における、配偶者、二親等以内の者、又は現に介護をしている者であつて、家族共同体構成員であるもの」にある家族共同体構成員には該当せず、今回、藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年条例第7号）第20条での請求は認められないと考える。

しかし本件の照会を求める理由にあるとおり、家庭裁判所において保佐人をつけるよう要請があり、保佐開始の審判が精神上的障がい（認知症、知的障がい、精神障がいなど）によって判断能力が著しく不十分な者（本人）を保護するための手続きであるということ及び本件照会事項の他に、判断能力の有無、程度を知る方法がないことなどを考慮し、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報をも目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし本件の場合、本人が判断能力を有していない。

以上のことから、本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとした。

(4) 提出書類

- ア 神奈川県弁護士会会長からの弁護士法第23条の2に基づく照会文書
- イ 要介護認定に係る書類
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県弁護士会会長によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「本件照会に係る介護保険被保険者は、被保険者の夫の遺産分割調停事件にあたり、家庭裁判所より保佐相当であるとの結果を受けて、長男は保佐開始の申立てを行ったが、次男からの協力が得られず、診断書を取得できない。要介護認定に係る認定調査の結果の他に申立てに必要となる、本人の判断能力の有無・程度を明らかにする手段

がないため、要介護認定に係る書類が必要である。」とのことである。

また、実施機関では、個人情報をも目的外に提供する必要性について、次のように述べている。

神奈川県弁護士会への照会申出人である弁護士への依頼者は、当該被保険者の長男であり、正当な相続人である。藤沢市個人情報の保護に関する条例第20条第2項において「未成年者又は成年被後見人の法定代理人(特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)その他本人が開示請求をすることができないやむを得ない理由があるものとして規則で定める場合における代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。この場合において、当該規則で定める代理人が開示請求をすることができる管理情報の内容は、規則で定める。」と規定されているが、長男は本人と同居しておらず、生計も一にしていなく、経済的な協力関係もないという点から、藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則第14条第5号の「本人が介護を常時必要とする状態であり、かつ、心身又は精神の障がいにより自ら開示請求をすることができない状態にある場合における、配偶者、二親等以内の者、又は現に介護をしている者であつて、家族共同体構成員であるもの」にある家族共同体構成員には該当せず、今回、藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年条例第7号)第20条での請求は認められないと考える。しかし本件の照会を求める理由にあるとおり、家庭裁判所において保佐人をつけるよう要請があり、保佐開始の審判が精神上の障がい(認知症、知的障がい、精神障がいなど)によって判断能力が著しく不十分な者(本人)を保護するための手続きであるということ及び本件照会事項の他に、判断能力の有無、程度を知る方法がないことなどを考慮し、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし本件の場合、実施機関としては、本人は判断能力を有せず、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる、としているが、実施機関が、照会元の申出人である弁護士に、本人相当と認められる次男に対して通知を行うことについて支障がないことを確認できた場合には、その者に対して通知を行うことを条件とする。

以 上